

独立行政法人大学入試センター名誉教授称号授与規則

〔平成13年4月1日〕
規則第74号

改正 平成18年4月1日規則第33号

改正 平成31年4月30日規則第15号

改正 令和元年9月30日規則第61号

独立行政法人大学入試センター名誉教授称号授与規則

(趣旨)

第1条 独立行政法人大学入試センター組織規則(平成13年規則第1号)第8条の規定に基づく名誉教授の称号の授与は、この規則の定めるところによる。

(資格)

第2条 名誉教授の称号は、独立行政法人大学入試センター(以下「センター」という。)の理事長又は教授として勤務し、センターの目的達成上特に功績のあった者に授与する。

(選考方法)

第3条 名誉教授の称号を授与する者の選考方法については、独立行政法人大学入試センター教員の選考に関する規則(平成13年規則第68号)第3条の規定を準用する。

(称号の授与)

第4条 名誉教授の称号の授与は、別記様式の辞令書の交付をもって行う。

(称号授与の取消し)

第5条 名誉教授がその名誉を汚す行為を行ったと認めるときは、名誉教授の称号の授与を取消し、前条の辞令書を返付させるものとする。

2 前項の取消しを行うに当たっては、教員人事委員会に当該名誉教授が適任であるか否かについて諮問するものとする。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行し、独立行政法人大学入試センター法(平成11年法律第116号)附則第8条の改正前の国立学校設置法(昭和24年法律第150号)第三章の四に規定される大学入試センター(以下「旧センター」という。)を退職(辞職及び転任を含む。)した者についても適用する。

2 旧センターの名誉教授は、この規則の規定により名誉教授の称号を授与されたものとみなす。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月30日)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別記様式

第 号	氏 名	年 月 日生	独立行政法人大学入試センター 名誉教授の 称号を授与する	令和 年 月 日	独立行政法人大学入試センター 印
--------	--------	--------------	------------------------------------	-------------------	---------------------

備考：紙質は上質のものを用い、用紙の大きさは、日本産業規格B列3とする。